

## 令和 8 年度国際物流拠点産業活性化促進事業業務委託 仕様書

### 1 事業内容

沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に規定する国際物流拠点産業集積地域制度の活用による臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進及び産業イノベーション促進地域制度の活用によるものづくり産業の基盤となる製造業等の振興のため、関係自治体等と連携し、実態把握調査、広報活動等を実施する。

### 2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日まで

### 3 事業概要

- (1) 国際物流拠点産業集積地域内立地企業の実態調査に関すること
- (2) 国際物流拠点産業集積地域及び産業イノベーション促進地域の税制特例の活用調査に関すること
- (3) 国際物流拠点産業集積地域及び産業イノベーション促進地域の制度のプロモーション活動に関すること
- (4) 国際物流拠点産業集積地域連絡調整会議の開催に関すること

### 4 委託内容

- (1) 国際物流拠点産業集積地域内立地企業の実態調査に関すること  
新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画で定める「臨空・臨港型産業の集積促進」における成果指標（臨空・臨港型産業における新規立地企業数）の達成状況を調査すること。また、国際物流拠点産業集積地域内における雇用者数の調査を実施すること。調査にあたっては、企業データベース（東京商工リサーチ等）や公開情報等をベースに、県内立地企業の情報を収集すること。
- (2) 税制特例の活用調査に関すること
  - ① 国際物流拠点産業集積地域内対象企業に対し、令和 6 年度末までの設備投資及び特別事業認定に係る税制特例の活用実績について、繰越税額控除の適用状況を含め調査すること。
  - ② 産業イノベーション促進地域内対象企業に対し、令和 6 年度末までの産業高度化・事業革新措置実施計画認定分に係る税制特例の活用実績について、繰越税額控除の適用状況を含め調査すること。

### (3) 制度のプロモーション活動に関すること

制度の活用を促進するため、関係自治体等と連携したプロモーション活動等を実施する。内容は次のとおり。

#### ① 広報チラシの作成配布（国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域）

国際物流産業集積地域制度、産業イノベーション促進地域制度の広報チラシを作成し、関係機関等に配布すること（5,000枚以上）。

#### ② セミナー

国際物流拠点産業集積地域及び産業イノベーション促進地域に係る関係市町村や税理士事務所等と連携したセミナー（オンライン可）の開催や、法人団体等が開催する勉強会・セミナー等での説明を行うこと（3回以上）。

開催にあたっては、関係機関等との調整のうえ、開催時期、会場、集客、プログラム、配付資料等について、効果的・効率的な実施計画を策定するとともに、講師や会場の確保、会議資料・議事録作成、アンケート配布・分析等の業務を行うこと。

また、セミナーの録画動画等を作成し、契約期間においてYouTube等で公開すること。

#### ③ 関係機関への訪問

金融機関や中小企業支援機関・制度対象企業等を訪問し、制度に係る周知活動を行うこと（20回以上）。

#### ④ その他

上記の他、制度の活用を促進するための効果的なプロモーション活動等を企画提案すること。

#### ⑤ 成果指標

制度のプロモーション活動に関することの成果指標は、活動により国際物流拠点産業集積地域及び産業イノベーション促進地域における措置実施計画を沖縄県知事へ提出した企業・団体等の数とする。

- ・ 国際物流拠点産業集積地域 新規認定 2社以上
- ・ 産業イノベーション促進地域 新規認定 5社以上

### (4) 連絡調整会議の開催に関すること

令和9年度税制改正に向けた国際物流拠点産業集積地域制度、産業イノベーション促進地域制度の円滑な運用及び活用促進のための諸課題を協議するため、関係機関（関係自治体、制度所管課の担当課等）による連絡調整会議を開催する（3回程度）。

開催にあたっては、関係機関との調整、情報収集、会議資料・議事録作成、会場の確保等、連絡調整会議の運営を行うこと。

## 5 業務の実施に関する事項

- (1) 業務遂行にあたり、受託者は県と緊密な連携をもって取り組まなければならない。
- (2) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに県に報告することとし、その他必要に応じて随時報告するものとする。
- (3) 本委託業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

## 6 成果物

本委託業務の成果物として、下記の報告書等を提出すること。

### (1) 実施計画書

- ① 本委託業務の具体的な実施内容及び各項目区分ごとの経費、業務の実施方法、業務の工程表、担当者の業務割当表等を定めたもの。
- ② 契約後、契約日を含めて 10 日以内に提出すること。

### (2) 業務報告書

- ① 本委託業務の実施内容を取りまとめたもの。
- ② 委託業務完了の日から起算して 10 日以内又は当該委託期間終了までのいずれか早い日までに提出すること。
- ③ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ④ 業務完了後に受託者の責に帰すべき理由による成果物等の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 成果物等の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- ⑥ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること（図・表等の集計前のデータを含む。）。

イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。

また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

⑦成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

(3) 支出証拠書類（１部）

①本委託業務に要した経費の支出を証明できる書類であり、受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の給与支払を示す台帳、出退勤簿、出張伝票及び関係規程等をいう。

②委託業務完了の日から起算して 10 日以内又は当該委託期間終了日までのいずれか早い日までに提出すること。

7 再委託等の取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約の主たる部分（契約金額の 50%を超える業務、又は企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務）の履行を第三者に再委託することはできない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

①資料の収集・整理・複写・印刷・製本

②原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

8 その他の留意事項

(1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然に具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。